



<Newsletter No.7をお届けします>

秋の訪れが感じられる季節となりましたが、会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第6号に引き続き2017年5月12日(金)に東京農業大学世田谷キャンパスで開催されました日本農業労災学会・東京農業大学総研研究会共催シンポジウム「農業労災事故防止を支える自助・共助・公助連携の取り組みと課題」の概要—その3をお届けします。

第7号では、多くの参加者が参加して行われました総合討議の概要をお届けします。本来ならば、音声によってお伝えしたいくらい熱気あふれる討議でした。参加者の皆様に心から感謝の意を表したいと思います。なお、総合討議の詳細については、学会誌(大会特集号)で整理されますので、ニュースレターでは総合討議の概要と雰囲気をお伝えできればと思います。

コメント

5つの報告に対するコメント並びに総合討議で討議すべき課題について、4名の方からコメントをいただきましたが、いずれも素晴らしい内容であり、できる限りそのエッセンスを紹介させていただきます。

<原 温久(東京農業大学 助教)>

原さんは、JAの農業労災事故防止・補償対策の取り組みは、都道府県別・単協単位別で

温度差が存在していることを指摘したうえで、本シンポジウムでのJA長野県営農センターとJA鹿追町の報告、さらには昨年のシンポジウムでのJAはだのやJAえちご上越の農業労災事故防止・労災補償の先駆的取り組みを評価し、そのノウハウが広がることを期待している。また、北海道農作業安全運動推進本部が毎年蓄積している事故データを、生研センターと連携して分析して生産者にフィードバックする取り組みを評価したうえで、農作業事故を一つ一つ調べる個別原因分析におけるJAと研究機関・大学等の連携が重要であることを指摘した。

また、JAと社会保険労務士との連携は、JA職員と生産者に対する助言のメリットがあると同時に労災保険の加入促進につながる点を高く評価しているが、全国で社会保険労務士との連携が進んでいない理由のひとつとして、社会保険労務士事務所が取り組みに見合う収入が得られない問題を指摘し、国や農林水産省による助成金などの公助の重要性を提起した。

<緒方 大造（日本農業新聞 論説委員）>

緒方さんは、シンポジウムのテーマに沿って、「自助」「共助」「公助」の現状と課題に言及しながら、農業労災のあるべき方向について貴重なコメントをおこなった。

「自助」については、農作業安全に関する農家の意識はまだまだ低く、農作業事故は農家自身の自己責任論の中で片付けられてしまうこと、さらに1965年から農家にも労働者並みの労災補償を実現する特別加入の道が開けたが、加入率はまだわずか約6%と低く、加入要件や補償範囲など制度面の再検討が必要である。

「共助」については、相互扶助を理念とするJAグループが、その中心的な役割を担わなければいけないが、そうはなっていない。JAグループ広島と社会保険労務士が連携している「広島方式」は、先駆的なトッランナーの事例として評価できるが、農作業安全に関わる行政や関係機関・組織の連携は決定的に不足していることを指摘。

また、わが国の「公助」については、先進国の中で最低と厳しい評価を下している。具体的には、農水省の農作業安全関連予算が2011年度の1億1,000万円をピークに減少傾向を辿り、2016年度は1,400万円と、5年の間に10分の1に減少したことの問題を指摘している。また、急速な高齢化への対応が、行政、JA、農機具メーカーに欠落していると警告している。事故防止・安全対策の展開のためには、事故報告の提出を義務化して、集めたビッグデータを一元管理して、きちんとした事故の原因分析に農水省が早急に着手することの重要性を強調した。

また、JAグループが自己改革の中で全都道府県に地域の営農サポートセンターや担い手サポートセンターを設置しており、この中に農作業安全教育や労災対応のコンサルティング業務も入れることの重要性、さらに韓国における昨年設定された農業災害保険法に基づき、官民一体で予防対策、安全モデル農村づくり、「農作業安全保健技師制度」という新しい国家資格も創設するといった取り組みを参考にすべきことを提言した。さらに、オーストリアにおける「農業者社会保障法」という農業者向けの労災保険制度、ドイツにおける農家向けの保険を一括管理・運営する公団の設置・運営による農場の巡回安全管理の診断・改善指導、アイルランドの安全保険庁を中心に関係省庁に横串を通して横断的に労災問題に対応できる

仕組みなどを紹介、公助による取り組みの強化を促した。

<堀内 政徳（堀内社会保険労務士事務所長）>

堀内さんは、各報告者に対して、以下のコメントを寄せた。

農林水産省の第1報告については、農作業事故の集計・分析を組織的に実施するとともに、農作業が対象になるように国の農業労災保険制度の拡充の重要性を指摘した。JA 長野都築氏の第2報告については、長野県内のほとんどのJAで特別加入団体や労働保険事務組合を設立したことを高く評価するとともに、農機の安全講習、農薬陳列安全コンテスト、JA 共済との連携などの活動を高く評価した。JA 鹿追町の河辺氏の第3報告については、JAのコントラクター事業の中で発生した重大な労災事故を契機に安全教育の拡充、リスクアセスメントの実施、外国機械展の見学、関係団体との連携、青年部の活躍、そして委託者（酪農家）と受託者（コントラクター）との相互理解などを高く評価した。

広島たんぼぼ会の木山氏の第4報告については、農業者向けの説明資料「農業労災保険のしくみ」のわかりやすさに、社会保険労務士として、資料作りの重要性を認識させられたと述べるとともに、広島方式ともいわれる相談から給付までの一貫体制、そして担い手募集から退職に至るまでの社会保険も含めた相談・指導、JAとの役割分担など、社会保険労務士とJAとの連携体制のモデルとして優れていることを高く評価。岩手大学の立身氏の第5報告には、対面調査による農作業事故の実態と具体的な対策の説得力に感動するとともに、リスクマネジメントの重要性を再認識されたことを強調した。

<深井 裕（JA 共済連 農業リスク事業部長）>

深井さんは、JA 共済での取り組みを交えて以下のコメントを行った。

JA 共済では、農業者の事業リスク認識を喚起するために農業リスク診断活動を行い、これで明らかになったリスクに対する共済・保険による保障提案を行っている。また、農業労働災害に備えては政府労災の補完的保障を目的とした「農作業中傷害共済」を推進して、加入農家は約62,000世帯になっている。農作業中傷害共済は農作業中に事故が起きた場合に共済金を支払う制度であり、昨年度は14件の死亡事故が発生、10万世帯の農家当たり22.6人と死亡事故発生率が高いこと、怪我をして病院で治療を受けた事案が約4,500件で、100世帯中約7人という高い怪我発生率となる。さらに、数値には表れていないヒヤリハットも相当数あると指摘した。

また、本日の講演から、以下の3点に対する共済の対応の必要性を指摘した。第1は、大型化・法人化する農業経営における従業員事故への対応、すなわち高額な損害賠償請求リスクへの備えができるようなJA 共済の商品開発の必要性である。第2は、事故を未然に防ぐ取り組みにコストをかけ、結果的に事故が減って共済金の支払いも減るという流れを作り上げていくことの重要性である。第3は、リスク認識の低い農業者が少なくないという実態から、診断活動（共助）により自助を促すとともに、共助、公助の取り組みで防ぐことができる事故はまだ多く、「自助・共助・公助の連携」の重要性を強調された。

報告者への質問と回答

<質問内容>

報告者へのフロアーからの質問は多岐にわたるが、その要点は労働基準監督署の指導の効果、労災安全対策の取り組み費用、責任体制の構築の在り方、ヒヤリハットの取り組み、厚生労働省との関係強化、農業労災への加入率が低い原因等について相互の意見交換が行われた。

<回答要旨>

労働基準監督署の指導効果については、第3報告者の河辺さんから、監督署の指導が入ったことにより事故防止のための自主的な取り組みが生まれるとともに、事故の発生による労災保険の加入が促進されたことが報告された。第2報告者の都築さんからは、労災対策としてパンフレットやチラシの作成、研修会などの開催で、100万円の予算が確保されていることが報告された。

また、農村医学会の関係者から5年間の農作業事故の対面調査から、農業機械の安全性に対する配慮が不十分であること。また、人間はミスをするものであり、ミスを減らす作業環境づくりに関して法制度の整備が急務であること、事故を自己責任にするのは間違いであることが強調された。ヒヤリハットについては、立身先生からヒヤリハットの事例を示すことは作業者の安全意識を高めるのに有効であり、ヒヤリハット日誌を付けることの重要性が指摘された。農村医学会と厚労省の直接的なつながりはないが、厚労省は労災事故防止に関して様々な知見を持っているので、厚労省との関係をもっと密にして様々な情報を共有することが重要であることを立身先生は強調された。

農業労災の加入率が低い原因について、たんぼぼ会の木山さんから、次のような回答があった。「農業労災への加入率が低い原因は、家族経営が多く広報が難しいこと、また入会費用が高いという認識を農家はもっている」。フロアから事務組合の設立は単協に任せられているが、単協にはノウハウがないため、単協の連合組織として農業労災事務センターを設立することの重要性が指摘された。

総合討議で出された農業労災事故防止のための提案

総合討議では、農業労災事故防止に関わる様々な提言が出された。以下、それらの提言を紹介する。



提言 1 韓国における農業防災制度を参考にすべき

日本では兼業農家が多いが、韓国では専業が多いという違いがある。また、JA 共済のような組織が無いため、韓国では国が農業防災制度を整備した。今年は国際学会が韓国で開催されるので、積極的に情報収集すべきである。

提言 2 加入率を高めるために何をすべきか

農業者の防災加入を促進するためには、厚労省と農水省の防災業務を 1 本化して強制加入にすることが必要である。農業防災に関わる農業防災学会や農村医学会から強制加入制度の必要性について発信すべきである。また、特別加入制度と特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者などの加入制度の見直しが必要。地域営農集団の規定があいまいである。

提言 3 PL 法の制度設計が必要

製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求められることができる製造物責任（PL）法について、農機メーカーと学会で専門部会を作り制度設計を提言すべきである。

提言 4 日本らしい農業防災の制度設計が必要

日本の農業の実情、将来の担い手像を想定した日本らしい農業防災の制度設計が必要。日本が特に弱い「予防の取り組み」を強化すべき。

提言 5 GAP と連動した取り組みへ

GAP がスタンダードになると予想される。GAP に労働安全の取り組みを入れるべきではないか。これに対しては、組合員の負担が大きくなるという懸念が JA 関係者から寄せられた。

提言 6 農業防災に関わる JA の積極的な取り組みと農協ビジネスモデルの破たん

農業防災制度への国への積極的な取り組みを要請するとともに、JA にも積極的な取り組みを学会として要請すべきである。また、信用・共済で稼いで営農に回すという農協のビジネスモデルが成立しなくなっている。すなわち信用で稼げなくなり営農部門の強化を図っているがうまく

いっておらず、農作業安全まで手が回らないのが実情。農政も農業法人優先で労働安全を軽視。労働安全確保と両立できる新たな農協ビジネスモデルが必要になっている。

会員の皆様へのお願い

会員の皆様の本会「Newsletter」への積極的な投稿をお待ちしております。原稿は、郵送、ファックス、メール等で学会事務局にお送りいただければ幸いです。特に JA における農作業事故防止に関するユニークな取り組みや実践事例、社会保険労務士事務所による研修や事故防止活動事例などの応募を期待しております。

なお、シンポジウムの当日に配布されました資料につきましても、会員限定でダウンロードして参照できるようにします。なお、これらの資料を引用する場合は、出典の明記をお願い致します。

E-mail : motoko@kirin-office.com, FAX : 042-316-6430